

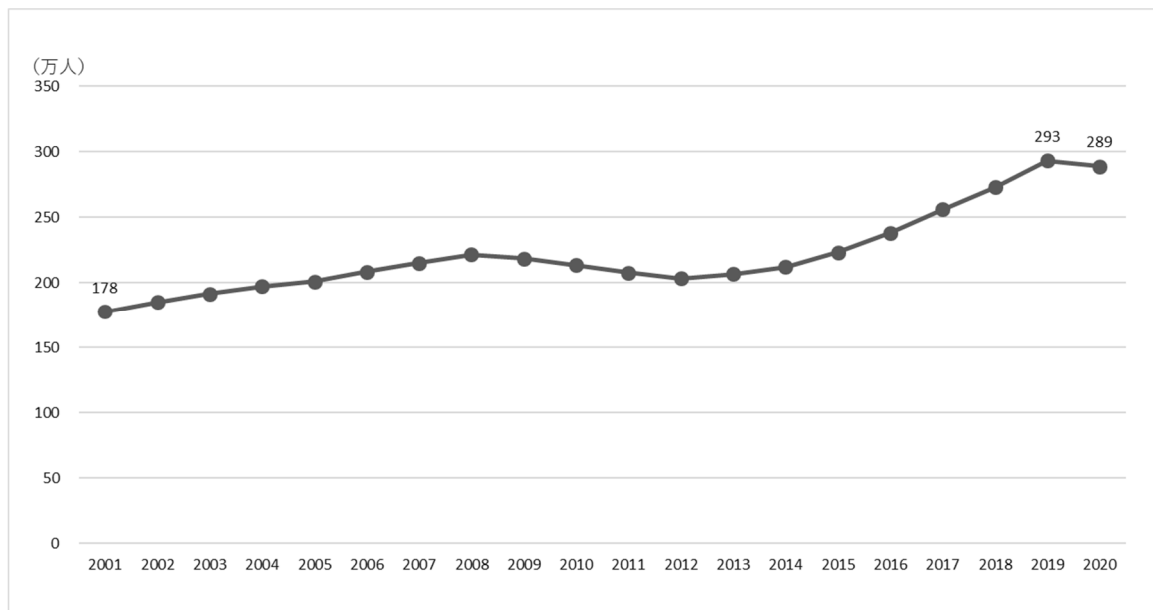
## 第2 行政評価・監視結果

### 1 渉外戸籍事務をめぐる状況

#### (1) 在留外国人数

我が国における在留外国人数は、図1のとおり、2008年（平成20年）以降、一時は減少したが、2012年（平成24年）を境に右肩上がり増加している。2020年（令和2年）には、僅かに減少しているものの、ピーク時の2019年（令和元年）には293万人に上っている。

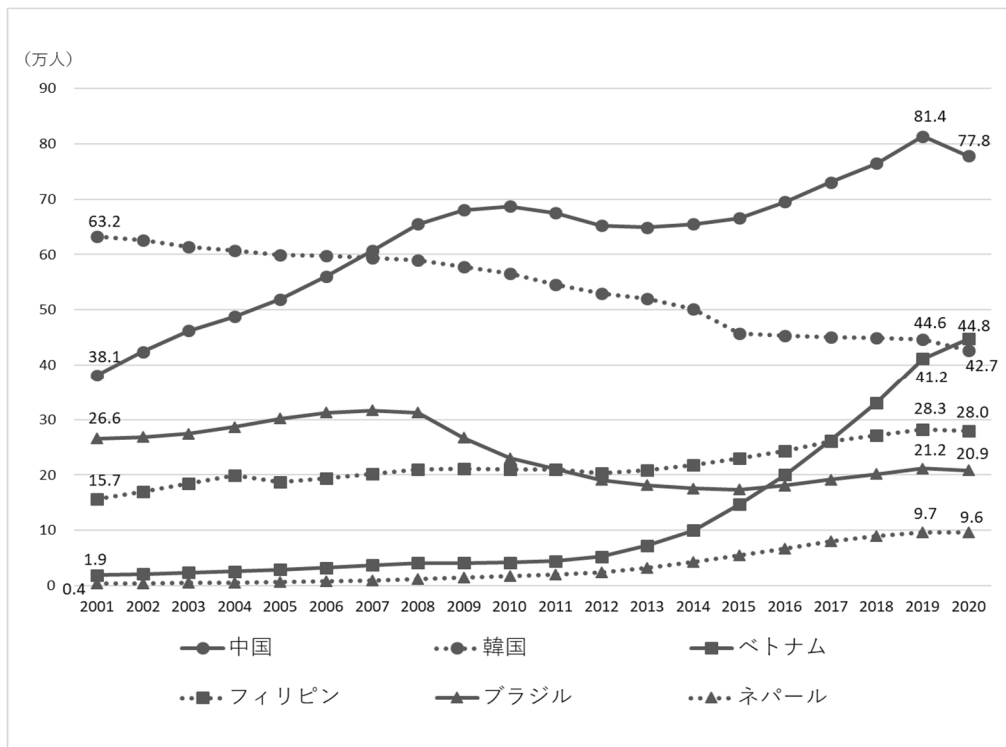
図1 在留外国人数の推移



(注) 2011年以前は登録外国人統計、2012年以降は在留外国人統計に基づき、当省が作成した。

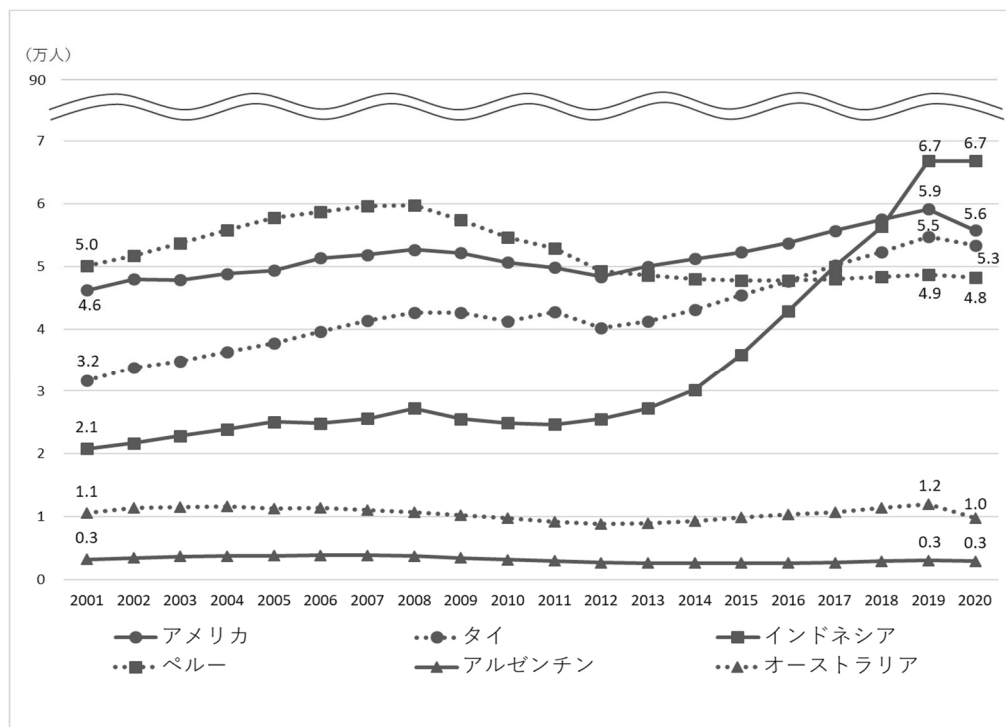
また、調査対象国とした12か国の在留外国人数の推移は、図2-①及び図2-②のとおりである。韓国やブラジル等のようにこの20年間で減少した国もあるが、中国やベトナム等は、倍以上に増加している。

図 2-① 国別在留外国人数の推移(1)



(注) 1 2011年以前は登録外国人統計、2012年以降は在留外国人統計に基づき、当省が作成した。  
 2 2001～2014年の韓国の数値には朝鮮も含まれている。

図 2-② 国別在留外国人数の推移(2)

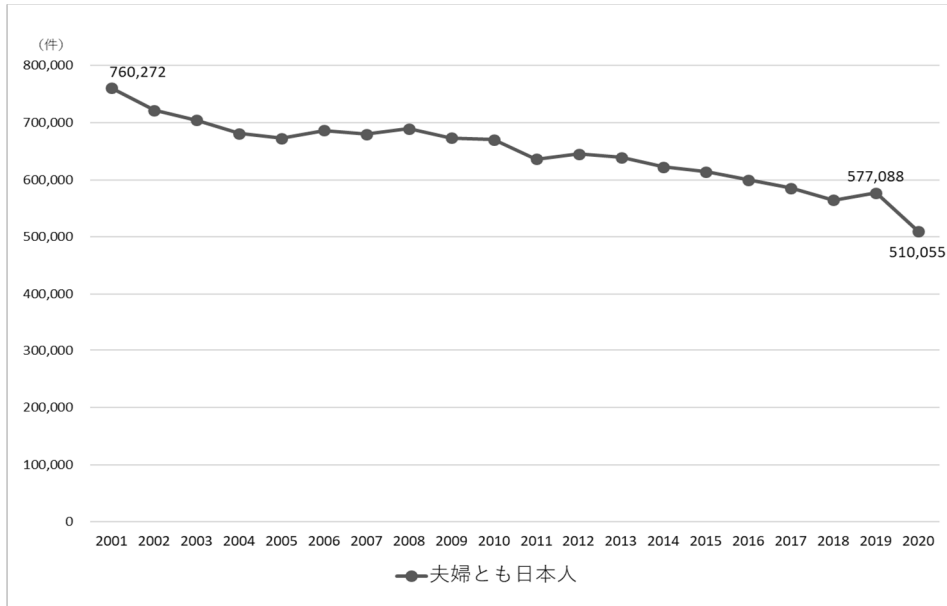


(注) 2011年以前は登録外国人統計、2012年以降は在留外国人統計に基づき、当省が作成した。

## (2) 渉外的婚姻数

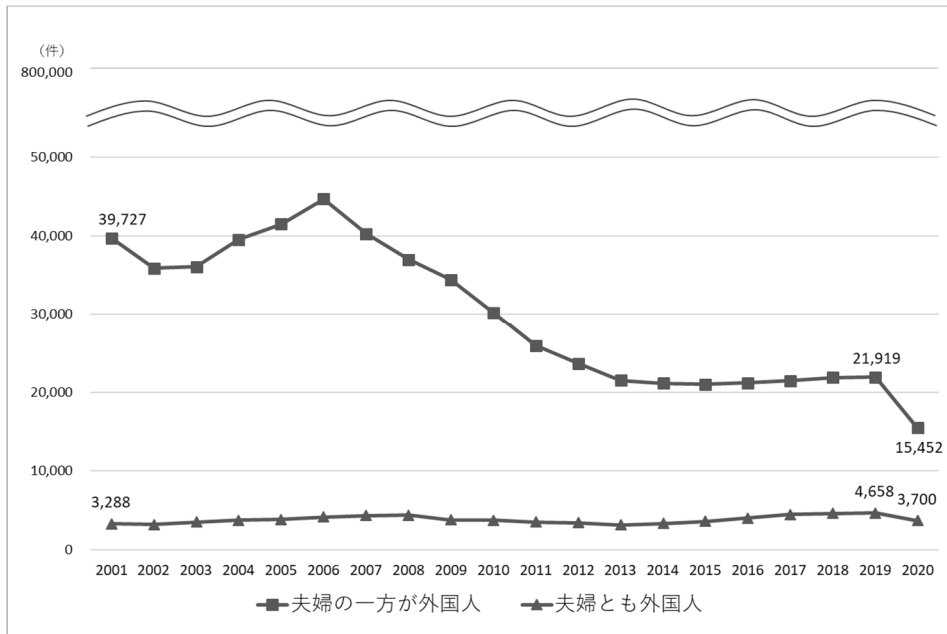
上記のような状況を背景に、図 3-①及び図 3-②のとおり、我が国における婚姻件数が減少傾向にある中、夫婦の一方が外国人である場合の婚姻件数は、2006 年（平成 18 年）のピーク後は 2015 年（平成 27 年）まで減少を続けるも、それ以降は 2019 年（令和元年）まで横ばいの状況にある。その一方で、外国人同士の婚姻件数は、20 年間で大きな変動はないが、2013 年（平成 25 年）から 2019 年（令和元年）にかけては僅かに増加傾向にある。

図 3-① 婚姻件数の推移(1)



(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

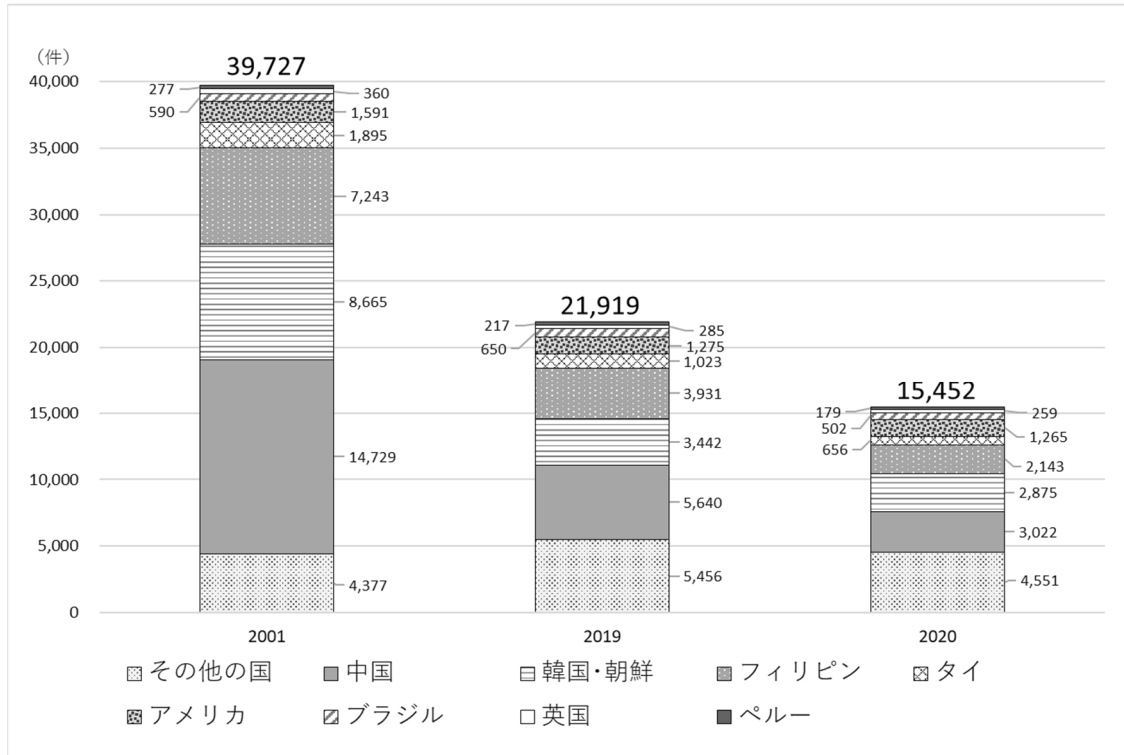
図 3-② 婚姻件数の推移(2)



(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

なお、参考までに、夫婦の一方が外国人である場合の婚姻について、当事者の国籍の内訳は、図4及び表1のとおりである。2001年（平成13年）は夫婦の一方が韓国・朝鮮、中国及びフィリピン国籍の婚姻が全体の4分の3を占めていたが、2020年（令和2年）には約半数になっている。

図4 夫婦の一方が外国人である場合の婚姻における国籍別の内訳



(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

表1 夫婦の一方が外国人である場合の婚姻における国籍別の内訳

(単位: 件)

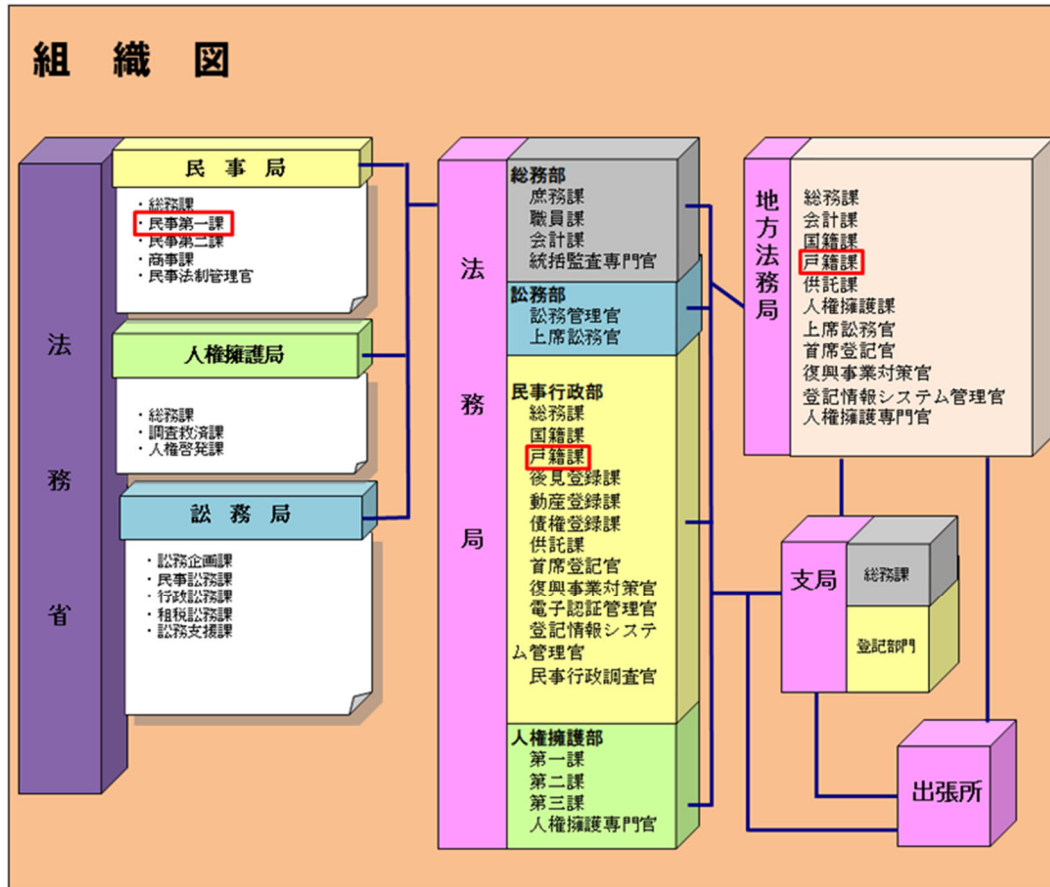
	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	タイ	アメリカ	ブラジル	英国	ペルー
2001年	14,729	8,665	7,243	1,895	1,591	590	360	277
2019年	5,640	3,442	3,931	1,023	1,275	650	285	217
2020年	3,022	2,875	2,143	656	1,265	502	259	179

(注) 人口動態統計に基づき、当省が作成した。

(3) 法務局の組織概要

戸籍事務については、図5のとおり、法務省に置かれた法務局及び地方法務局に分掌される。また、法務局又は地方法務局の所掌事務の一部を分掌させるため、支局を置くことがある。

図5 法務省の組織図



(注) 法務省民事局の提供資料による。